

鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱（令和2年5月1日付第20200027683号。鳥取県商工労働部長通知。以下「国費対象資金要綱」という。）第9条の規定により別に定めることとされた県の補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県補助金交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国費対象資金要綱に基づく融資（以下「新型コロナウイルス向け融資」という。）に係る借入債務（以下「対象債務」という。）について鳥取県信用保証協会（以下「協会」という。）の債務保証を受ける際に支払う信用保証料の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、中小企業者等が新型コロナウイルス向け融資の債務保証を受けた際に協会に対して支払った信用保証料（以下「補助対象事業」という。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、中小企業者等が補助事業に要した経費の額とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、毎年2月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条第1項の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ、同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行されたものに対して適用する。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県新型コロナウイルス対策信用保証料負担軽減補助金交付申請書（実績報告書）

鳥取県新型コロナウイルス対策信用保証料負担軽減補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

補助事業等の名称	鳥取県新型コロナウイルス対策信用保証料負担軽減補助金
借入年月日	令和 年 月 日
借入金融機関名	
借入金金額	金 円
支払済の保証料 (交付申請額)	金 円
添付書類	1 信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し 2 金融機関の口座振替依頼書の写しや通帳の写し

鳥取県新型コロナウイルス対策信用保証料負担軽減補助金については下記口座に振り込んでください。

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人のカタカナ表記	

名 称
代表者氏名 印

様

鳥取県知事



令和〇〇年度鳥取県新型コロナウイルス対策信用保証料負担軽減補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス対策信用保証料負担軽減補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県新型コロナウイルス対策信用保証料負担軽減補助金」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県新型コロナウイルス対策信用保証料負担軽減補助金交付要綱（令和2年〇月〇日付第〇〇号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。